

会 議 録

							記録者	塚本博之	
供覧	部長	次長	課長	課長補佐	主査・係長	グループ員			
件 名	令和5年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会								
年月日	令和5年10月12日（木）								
時 間	午後1時30分～午後3時								
場 所	龍ヶ崎市役所5階全員協議会室								
出席者	被保険者代表：小嶋委員、高野委員、渡部委員、松井委員 医療担当者代表：石川委員、高橋委員、長島委員、杉野訓男委員 公益代表：伊藤委員、杉野五郎委員、百瀬会長、石井委員 行 政：坪井健康スポーツ部長、佐々木健康スポーツ部次長 岡澤健康スポーツ部参事 （事務局）保険年金課：沼尻課長、藤田課長補佐、高橋主幹、記録者 健康増進課：大久保課長、佐藤課長補佐、高倉主査、中村主査、 山本主査								
会議の内容	議事（1）龍ヶ崎市国民健康保険税の税率改正について （2）龍ヶ崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・ 第4期特定健康診査等実施計画について （3）その他								
発言の内容									
事務局	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>会議に先立ち、会議資料の確認をお願いします。</p> <p>事前にお送りした「令和5年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」の会議資料をお持ちでない方は、お配りしますのでお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">（会議資料の持参確認）</p> <p>また、先日送付しました会議資料に訂正がございましたので、議事第2号「龍ヶ崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画について」の資料を皆様の机にお配りしております。訂正箇所は資料2ページ目、赤字にて追記しておりますので、ご確認ください。</p> <p>本日の会議におきましては、そちらの資料を基に進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、この度、遠藤清次郎委員の任期満了に伴い、被保険者代表の委員に変更がございましたので、ここでご紹介いたします。</p> <p>新しい委員は、松井恭子委員でございます。</p> <p>松井委員のお席には、龍ヶ崎市長からの当協議会委員の委嘱状を置かせていただきましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>ではここで、松井委員からご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（松井委員あいさつ）</p> <p>ありがとうございました。</p>								

事務局	<p>改めまして、ただ今から、「令和5年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。</p> <p>次に、事務局より2点ほどお願いがございます。</p> <p>まず、1点目です。本日の会議は会議録作成のため、会議中のご発言を全て録音させていただきますのでご了承ください。</p> <p>ご発言の際は、挙手のうえ、議長からの指名を受けたのち、マイクスタンドのスイッチを押して、赤いランプが点灯してから、ご発言をお願いいたします。</p> <p>そして、ご発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、2点目です。本協議会は、被保険者の皆様、現役の医療機関関係者、大学関係者、社会保険労務士、市議会議員など様々な分野から、ご参加いただいております。会議に費やせる時間も限られております。</p> <p>したがって、会議時間は最大で午後3時までとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>では、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況を報告いたします。</p> <p>定員12名のところ、出席が12名です。龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条の規定により、各代表から1名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>続いて、傍聴者でございますが、本日の会議の傍聴希望者はありません。</p> <p>次に、会議録に署名をお願いする委員を指名させていただきます。会議録は、開催ごとに作成し、会長以外に、2名の委員からご署名をいただいております。ご署名をいただく方は、会議に出席いただいた委員の中から、なるべく偏らないかたちで、事務局で選ばせていただいております。</p> <p>本日の協議会につきましては、石井治美委員、小嶋三枝子委員の両名に会議録の署名をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(両委員了承)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>両委員には、後日、事務局から会議録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認と、ご署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則第4条に「会長は、会議の議長となる」との規定がございますので、ここからの進行は、百瀬会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>百瀬会長、よろしくをお願いいたします。</p>
百瀬会長	<p>百瀬でございます。本日もよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の次第に従って協議会を進めてまいります。</p> <p>議事第1号「龍ヶ崎市国民健康保険税の税率改正」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事第1号につきましてご説明させていただきます。</p> <p>(会議資料参照)</p> <p>以上、税率改正についての説明となります。</p>
百瀬会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>国保の財政を維持するためには、税率をどの位上げる必要があるのかを、合計6パターンのシミュレーションにより算出いただきまして、内容は委員の皆様にも伝わったのではないかと思います。</p> <p>いずれにしてもかなりの負担増という見通しになっていまして、色々なご意見があるかと思っておりますので、ご発言いただければと思います。</p>

百瀬会長	<p>それでは、ご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いいたします。 はい、杉野委員お願いします。</p>
杉野五郎委員	<p>議論を進める前に、応能・応益の比率の考え方について、先に整理しておいた方がよいのではないかと思いますので、会長よろしくをお願いします。</p>
百瀬会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 先程、説明がありましたように、応能というのは、所得から算出する部分ですので、当然、所得が高い方においては負担が重くなる形になります。一方、応益というのは、加入者1人当たりの金額になります。但し、7割、5割、2割の軽減がありますので、単純に同じ負担にもなりません、基本的には加入者1人当たりの定額ですから、所得の多い方ほど、所得に占める税額の割合は小さくなるイメージになります。</p> <p>そうしますと、応能部分の方が大きい55：45ですと、所得の低い世帯の負担増は少し抑えられることにはなりますが、高所得者の負担は資料にありますように、一番大きいケースでは、40歳代夫婦と子ども1人の世帯の場合で、12万円位の負担増になる可能性が出てきます。</p> <p>一方で、50：50の場合ですと最大でも9万9,000円の負担増で、高所得者の負担は55：45よりも軽くなり、全体的にも負担増は少なくなるように見えます。しかし、どの位基金を取り崩すかにもよりますが、所得の低い世帯では負担増となってしまいます。例えば、モデルケース1で、7割軽減の案Aで見ますと、現行の55：45では7,700円増額ですが、50：50では1万4,000円増額で負担が重くなる形になります。</p> <p>従って、現行の55：45を維持して、所得の低い世帯に配慮するのか、或いは50：50にして中所得者以上の負担が大きくなるのを抑えるかになります。どちらが望ましいのかという答えはないので、ご審議いただく必要があると思っております。</p> <p>今、一通り整理いたしまして、是非、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。 伊藤委員、お願いします。</p>
伊藤委員	<p>50：50にすると低所得の方々の負担割合が高くなるので、私は55：45でよいのではないかと考えています。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。 確認ですが、現在、均等割の7割軽減を受けている世帯は、全世帯の何%位でしょうか。</p>
事務局	<p>国民健康保険基盤安定制度というものがあまして、そこでは法定軽減世帯数を出すことになっています。参考までに令和4年度においては、7割軽減世帯が、総数1万1,345世帯中3,037世帯となっており、割合としては約27%になります。</p>
百瀬会長	<p>そうすると、5割や2割の軽減を含めるとかなりの世帯になりますね。</p>
事務局	<p>同じ報告の中では、5割軽減が約13%、2割軽減も約13%となっていて、総世帯数の半分強がいずれかの軽減を受けているようになっております。</p>
百瀬会長	<p>モデルケース1の子育てをしている40歳代夫婦世帯の場合は、7割軽減だけでなく5割軽減や2割軽減の場合でも50：50にすると負担が重くなります。但し、龍ヶ崎市の国保加入者の中心層は前期高齢者の世代です。その点も踏まえて、この割合について、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>また一方で、55：45とした場合、高所得の世帯は負担増が非常に大きくなるという試算です。社会保障は基本的に所得の高い方には能力に応じて負担するという大原則があるにしても、これだけの負担増となりますと色々なご意見があるかと思っておりますので、ご発言をお願いいたします。 はい、杉野委員お願いします。</p>
杉野五郎委員	<p>先程の事務局からの説明で、50%位が保険税軽減対象世帯ということを考えます</p>

杉野五郎委員	と、現行の55：45で行かざるを得ないのかなと思いますし、保険制度のあり方にしても、社会全体で支えていくものではないかと考えています。年金収入のみの世帯においては、月額22～23万円位が国が示している平均となっており、所得が多い状況ではありません。 また、現在の社会情勢を見ましても50：50としますと影響が大きいのではないかと思います。
百瀬会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 小嶋委員お願いします。
小嶋委員	私は50：50を支持します。 高所得の方が制度を支えるということは問題ないのですが、頑張っていて収入を得ている、いわゆる中間所得者となるような方は、元々、軽減を受けていないわけですね。その方たちに負担をさらに強いるのではなく、世帯ごとの税負担を均等にすることで50：50を支持したいと思います。
百瀬会長	貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 伊藤委員お願いします。
伊藤委員	国保加入者の所得構成について、事務局では把握しているのでしょうか。
事務局	所得の種類に応じた加入者の割合であれば把握しておりますけれど、よろしいでしょうか。令和4年度末時点での割合を申し上げますと、まず、給与所得者が全体の49.7%、年金収入の方が32.8%、農業の方が2.0%、自営業の方が11.8%、不動産の方が3.0%となっております。給与所得者が約半数を占め、3割強が年金収入の方となっております。
伊藤委員	給与所得者が約半分ではありますがありますが、年金収入の方も多いわけで、「もうこれ以上の増額は堪えられない」という意見を多く受けていますので、やはり低所得者のところで増額が少ない方がよいと考えています。
百瀬会長	貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 石川委員お願いします。
石川委員	私は55：45に賛成します。 今般の物価上昇の折、やはり一番負担になるのは生活費が圧迫されることですから、所得水準の低い世帯の負担軽減のためにも、55：45に賛成します。あと、基金からの繰り入れについては、どうしても先々が見えない状態にありますので、なるべく繰入額を抑えるような税率がよいと思います。
百瀬会長	はい、ありがとうございます。 ただ今、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。私は他の自治体の運営協議会に出席していますが、やはり保険税・保険料を上げざるを得ないというような状況になっています。しかし、所得の少ない方の負担が重くなりすぎるということは避けたいと思っております。 今回、モデルケースで示していただきましたけれども、高齢者の方で実際に年金収入の少ない方が多くいらっしゃいますが、その方の負担が重くなってしまふことを懸念しております。 また、若い世帯の場合、50：50にすると7割軽減だけではなく、5割軽減や2割軽減の方でも保険税の負担が上がってしまうこと考えると、55：45を維持することを結論にしたいと思いますがいかがでしょうか。
小嶋委員	私が一番心配するのは、現役世代の人達が税負担により、勤労意欲を無くしてしまうようなことを恐れています。一生懸命頑張って働いているにもかかわらず、税金で持っていかれることに不満を持っている声をたくさん聞いています。もちろん所得の少ない方を守るのも必要ですが、一生懸命働いて収入を得ている人を守るということにも配慮して欲しいと思います。

百瀬会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>今回は55：45を維持するとしても、見直しの機会は必ずあると思いますので、その時にまたご審議いただきたいと思います。その際には、今回の会議でこのような意見が出たということを事務局の方で記録しておいて、引き継いでいただきたいと思います。他にご意見があれば賜りたいのですが、会議の時間も限られておりますし、もう一つの議題も考えなければいけないので、55：45を維持するということで行きたいと思っています。</p> <p>続きまして、基金をどの位取り崩すかということですが、基金の取り崩しを5,000万円とするA案、1億2,500万円とするB案、1億5,000万円とするB'案があります。仮に、毎年基金を取り崩すとなった場合、1億5,000万円ですと数年後には基金が尽きてしまい、例えば市税の繰入など、何らかの方法取らない限りは保険税が急に上がるイメージでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り基金が無くなればどこで賄うかということになりますので、税率をまた上げざるを得ない状況になるかと思っています。</p>
百瀬会長	<p>繰入が多ければ、当初の数年間は上昇を抑えられるけれども、基金が尽きた段階でかなり税率を上げざるを得なく、逆に繰入が少なければ、当初の税率の上昇を抑えるのは少ないけれど、もう少し長い期間耐えられるようなイメージですね。現在、基金は約6億円ありますので、5,000万円の繰入ですとかなりの期間を維持できることになります。</p> <p>また、税率の上昇を抑えるために、市税からの法定外の繰入という方法もありますが、今はどこの自治体もやらないような方向になっていると思いますが、龍ヶ崎市でもやらないという前提でよろしいですか。</p>
事務局	<p>赤字繰入に対する条件が非常に厳しくなっておりまして、仮に行った場合は県の指導を受けて、6年間で解消する計画を作り解消しなければなりません。さらに、保険者努力支援交付金というものについても減額され、余計に国保財政が苦しくなるということもありまして、現実的には困難かと考えております。</p>
百瀬会長	<p>基金について、別の自治体では市税から積み増すこともあるようですが、赤字繰入とは違った方法はないものでしょうか。</p>
事務局	<p>龍ヶ崎市では、市税を基金に積み増すことは、おそらくできないのではないかと思います。その自治体のやり方を把握しておりませんが、基金は純粹に保険税の余剰金が出たときの積み上げと考えております。</p>
百瀬会長	<p>そうしますと、今後はよほどのことがない限り、基金が増えることは想定できないわけですね。</p>
事務局	<p>県の納付金が何らかの理由で下がるようなことがあれば、積み立てが増える余地はあるかもしれませんが、実際にそれはあまり期待できませんので、基金が増えることはなかなか想定しづらいと考えております。</p>
百瀬会長	<p>そこで、この6億円をどのように使っていくかということになるわけですが、我々がシミュレーションの中でどれが望ましいのかを判断するとき、もう少し補足があればお願いします。</p>
事務局	<p>市としましては、これから納付金が増えていくと見込まれる中で対応する方法を考えております。</p> <p>四つありますが、一つ目は今申し上げました赤字繰入で、事実上は困難です。</p> <p>二つ目が、県による基金の貸付制度でありまして、これは想定外に市町村の保険給付が増えた場合などに、一時的に貸付を受けるものであります。但し、貸付の2年後から返還しなければなりませんので、負担を先送りしていることになりません。</p> <p>三つ目が議論いただいている基金の取り崩し、四つ目が保険税率の見直しになります。</p>

事務局	この四つの方法が挙げられるのですが、現実的なことを考えると、基金の取り崩しと税率の見直しのセットでしか対応方法はないのかなと考えております。
百瀬会長	ありがとうございます。 はい、伊藤委員お願いします。
伊藤委員	なかなか難しいところですが、資料において基金の繰入は最高で1億5,000万円となっていますが、私としてはもう少し入れてもよいかと思います。また、これだけ保険税が上がることは皆さん大変なので、国に対してもっと補助を求めるということについてどのような考えかお伺いします。 それと、会長が先程おっしゃった「市税から基金に積み増す」という工夫をしている自治体についても、次回までに調べていただきたいと思います。
事務局	市町村から国への意見、具申というのは、全国市長会、知事会から毎年度上げております。そこでは保険税率の負担が課題ということで、国庫投入の増額、令和4年度から開始された未就学児に対する均等割の軽減について、年齢の引き上げや軽減率の拡大等の意見を上げています。しかし、国では国保以外の事業も行っておりますので、なかなか対応が難しいところがあるのかも知れず、要望が通ることは厳しい状況があります。 それと、基金の繰入をもう少し増額できないかというお話がありましたが、限りある原資ですので、今後、急激な納付金の増額や不測の事態に備えるためにある程度の金額は保っておく必要があるかと認識しております。 また、予定ではありますが、県において令和8年度に保険料水準の統一を進めている中で、ある程度の基金は保持しておきたいと考えております。
伊藤委員	およそどれ位の基金を保持しておけば心配なく運営できるという基準はあるのでしょうか。
事務局	各市町村の被保険者数や年齢構成、所得水準等で変わりますので、国等が示している基準はありません。
高橋委員	逆に基金の繰入をゼロとした場合、どれ位保険税を上げなければならないのかということも検討項目の一つとする必要があるかと思います。
百瀬会長	今のご意見について、概算で構いませんが計算したものがあれば示していただきたいと思います。
事務局	資料1ページ目に県算定の納付金ベースで試算したものの税率を示していますが、仮にこの税率で保険税を賦課した場合には、基金繰入の必要がなくなります。ただし、この税率の均等割がかなり高く、応能・応益比は50:50になっております。
高橋委員	資料のモデルケースのような7割・5割・2割軽減などでの負担増がどの程度になるか、試算はしてありますか。
事務局	県算定の納付金ベースの算定税率では、7割・5割・2割軽減等の負担増分までは試算しておりません。
高橋委員	独立会計で保険制度として長く続けていくためには、基金繰入は少なくあった方が安定していると思います。繰入ゼロとした場合、3,000万円、6,000万円といった段階的な試算もあった方が比較できるかと思います。
百瀬会長	これはいわゆる納付金ベースの標準保険料率になりますが、実際にここまで上げると剰余金が出るような話がありますから、これはかなり上限の税率かと思えます。 仮に改正案b・b'の基金繰入額1億2,500万円・1億5,000万円の税率と比較すると、およそ0.6~0.8ポイントの増となります。また、均等割の比較では、プラス1万円位は必要という感じでしょうか。納付金ベースの標準保険料率は参考値としましても、基金繰入をゼロとする場合は、相当な増額をしなければならないことは確かになります。 他にいかがでしょうか。杉野委員お願いします。

杉野五郎委員	令和4年度の繰入額は、予算では5,000万円でしたが決算では1,500万円であったようにブレがありますよね。未だ来年度の納付金は確定していませんが、県の算定額によって大きく変わって来てしまうとすれば、ある程度の繰入を見込んで、保険税の上昇を抑えた方がよいかと思います。
事務局	確におっしゃるとおり繰入額は保険者納付金により左右されます。 資料では、令和5年度と令和6年度で同額という前提ですが、来月示される納付金の仮算定では、後期高齢者支援金が増加することにより額が上がると予想されます。本日は繰入額のシミュレーションを3パターン示しておりますけれども、納付金の額によってはまた違ったシミュレーションで検討せざるを得ないかもしれません。
伊藤委員	納付金の額は、県で設定されるので市側では分からないと説明されますが、新型コロナウイルス感染症による医療費も減少しているはずですし、全く想定できないものでしょうか。
事務局	この納付金については、県が県内の医療費水準と所得水準を基に算出するのですが、さらに厚生労働省が示す係数にも影響されますので、県としても見込みが付かない状況にあります。 そうは言っても納付金の額が毎年変わるので、市町村からは5年間ほど統一して欲しいと要望を上げたことがあります。しかし、県としては、市町村の混乱は承知しているが、国が示す係数によって計算せざるを得ないのでできないという回答でした。したがって、過去の水準によって市町村で推計することはできない現状にあります。
伊藤委員	龍ヶ崎市は医療費が低いのに、県によって一方的にこれ位の納付金と決められてしまうのはすごく矛盾を感じます。先程、国には意見を上げていたと言っていました。国は年々、国保に対する補助金を減らしてきています。国民皆保険制度は大切なものであるため、これ以上、医療費負担や税負担が大きくなるように、先ほど国・県への要望を挙げているとのことでしたが、もっと強く要望するようお願いしたいと思います。
百瀬会長	ありがとうございます。 医療費は誰かが負担しなければなりませんので、どのような方法が考えられるかということですね。市税を繰り入れるとした場合は、別の自治体の方でも反対意見はあって、国保に加入していない人にも負担していただくこととなりますので、大幅にそれを行うのはいかがなものかという意見もありました。今日、税率について決定する必要はありませんので、今後も様々なご意見をいただき議論を進めたいと思います。
事務局	今回は保険税の現状をお伝えすることが主な目的でございまして、令和5年度の保険税額では、納付金を賄えない状況にあります。税率改正（案）につきましては、不足する保険税額に対して、税負担といくつかの基金繰入額を設定して、不足を賄った際のシミュレーションをしたものです。 実際には、11月の納付金の仮算定額が示されてから本格的に税率を試算していくこととなりますが、市としての税率改正にあたって、税負担だけではなく、基金繰入による負担軽減を図りながら、改正をしていくという考え方・方向性についてお示したものです。
百瀬会長	ありがとうございます。 先ほど、保険制度として安定して長く続けていくために基金繰入ゼロというお話もあったと思いますが、今回、税率改正にあたって、さまざまなご意見がございましたので、また次回にそれらを踏まえた改正案を提出いただきたいと思います。 では、時間の関係がありますので、次の議題に進みたいと思います。 議事第2号「龍ヶ崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは、議事第2号、龍ヶ崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画についてご説明させていただきます。</p> <p>（会議資料参照）</p> <p>以上、実施計画についての説明となります。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、ご説明のありました議題について、ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いします。</p> <p>はい、伊藤委員をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>今の説明はこれまでの実績評価で、今後、それを基にどのように進めていくのかということになりますが、（2）の第2期データヘルス計画の特定保健指導の部分で、医療機関への声掛け依頼や医療機関や業者への保健指導の委託となっていますがどのようなことなのか。また、対象者が指導を受けやすい環境づくりに努めるとは、具体的にどのようなことか説明をお願いします。この資料を見る限り、改善されているところもあるので、その点については、私は実施してよかったと思います。</p>
事務局	<p>業者への保健指導の委託についてですけれども、今年度から開始したもので、理由としまして、職員では対応が難しい土日や夜間の保健指導に関することと、国が推進するICTの活用について、保健指導を受けやすい環境づくりを進めるため、対象者が保健センターに来所せずとも、パソコンやスマートフォンを利用して指導を受けられる環境を整えるため、業者への委託をしております。</p>
石川委員	<p>いくつか質問させてください。</p> <p>まず、重症化予防事業の糖尿病に関して、医療機関の受診率で令和4年度は記載されていませんが、現時点で結構ですから教えてください。</p>
事務局	<p>令和4年度分につきましては、HbA1cの数値が6%から6.4%の未治療者の医療機関受診率は、60歳までの方の受診者数は10名で受診率が38.5%、70歳から74歳までの方は28名対象で19名受診していますので、受診率が67.9%となっています。</p> <p>また、HbA1c値8%以上の74歳までの方は、26名対象で25名が受診されていますので受診率96.2%となっています。</p>
石川委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>それから、糖尿病重症化予防について、糖尿病重症化の対象者とする指標はどのように決定していますか。</p>
事務局	<p>HbA1c値6.5%以上の方と、治療中の7%以上の方を対象として、その人数を資料に記載しています。</p>
石川委員	<p>続けて、脳血管疾患・虚血性心疾患の重症化予防について、これも令和4年度の受診率を教えてください。</p>
事務局	<p>LDLコレステロールの数値180以上の方が78名おりました、医療機関への受診を確認できているのが12名で受診率15.4%になっています。数値160以上については、未治療者は373名おりました、医療機関の受診を確認できているのは32名です。</p> <p>また、血圧につきましては、Ⅱ度高血圧以上の方が対象75名おりました、医療機関への受診を確認できているのが20名です。Ⅲ度高血圧以上の方は、こちらは年齢制限はありませんが3名おりました、全員が国保データベースにおいて確認できています。</p>
石川委員	<p>そうしますと、令和4年度の実績値はかなり下がっていることになりますね。</p>
事務局	<p>はい、医療機関への受診につながっていないのが現状です。今後、レセプト確認後</p>

事務局	に未受診の方にどのように再勧奨していくのが課題になっています。
石川委員	それから国からの指示なので仕方ないと思いますが、悪性新生物に対する情報が全くないですね。そのような点で、国への提言であったり、健診事業において、術後のフォローなどはお考えにならないでしょうか。
事務局	データヘルス計画には癌に関する目標値は記載しておりませんが、本市においてはデータヘルス計画の他に「健康増進・食育計画」を策定し推進しており、そちらの計画において各癌の目標値を設定して取り組んでおります。
石川委員	<p>特定健診については、国が実施を推進してきましたが、いずれの市町村においても50%を超えるのは皆無に等しい状態で、それ以前に健診を行っていた時には、胸部と胃のレントゲン検査は普通にあったわけで、それが特定健診になったために市町村の健診項目から外れたものがありました。腹囲の測定等を健診項目とすることで、非常に無駄が多いのではないかと思いますね。第3期データヘルス計画を実施するにしても、そのような見直しは国に提言しないのでしょうか。</p> <p>それから、保健事業としてのデータを収集するために多くの労力を使っているわけで、それを考えればもう少し外に出る事業をされたらよいかと思います。以上です。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事第2号についてはここまでとさせていただきます、最後に事務局より、「その他」について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。「その他」のご説明の前に追加で資料を配布させていただきます。</p> <p>(資料配付)</p> <p>お配りしたものは、市町村国保主管課長研修会のご案内になります。表題は国保主管課長研修会ですが、市町村国民健康保険運営協議会委員研修会と合同で開催されますので、各委員の方々の出欠についての確認をさせていただきたいと思えます。日時場所は通知にございますとおり、11月1日(水)午前10時20分から午後2時30分まで、茨城県市町村会館での開催でございます、研修内容は資料にありますとおりとなります。ご出席を希望される方がいらっしゃれば、事務局までお申し出いただければと思えますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議資料に戻らせていただきまして、6ページ目にあります「次回運営協議会予定」についてです。開催月を12月としていますが、12月28日(木)を予定しております。正式なご通知は、近日中に送付させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。以上となります。</p>
百瀬会長	<p>まだ、お聞きになりたいことがあるかもしれませんが、会議時間は午後3時までとなっておりますので、ここで終了させていただきます。ご質問等がございましたら、直接、事務局にお問い合わせください。</p> <p>長時間にわたる会議の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。以降の進行は事務局にお渡しし、ここで議長の任を解かせていただきます。</p> <p>それでは、事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。</p> <p>冒頭にもお伝えしたとおり、本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、石井委員、小嶋委員に会議録の確認、及びご署名をお願いいたしますので、その節はよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の本協議会の開催につきましては、先程ご案内しましたとおり、12月28日を予定しております。後日、改めて通知いたしますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会を終了いたします。</p> <p>本日は、本会議へのご参加、誠にありがとうございました。</p>

署名

会長 _____

会議録署名人 _____

会議録署名人 _____

情報公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
		公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日